

付録1 薬局における感染対策のための指針及び手順書作成の手引き

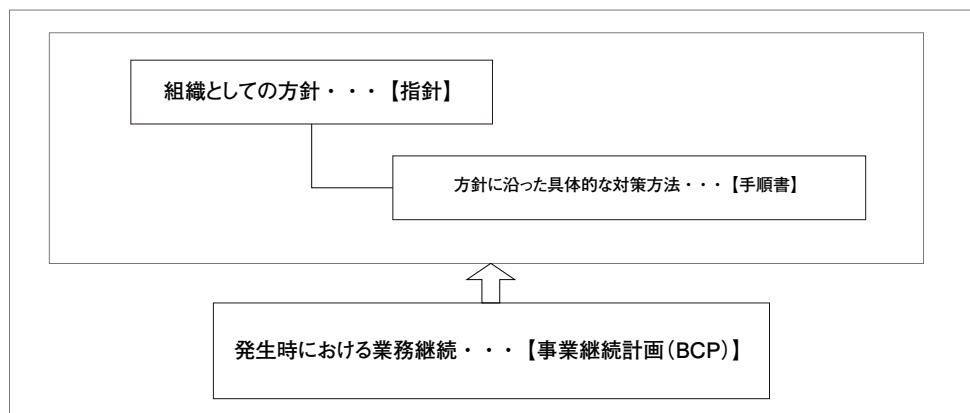
指針・手順書等の位置づけ

ここでの「指針」とは、薬局における感染対策について、当該施設における組織としての理念や方針、考え方を明確にすることを目的として作成されるものを指します。また、「手順書」(マニュアル)は、当該指針に沿って、感染対策に係る具体的な内容等を整理し、組織の手順書として整備・標準化するために作成されるものです。

各薬局においては、本資料を参考に、感染対策に係る指針を策定するとともに、平時からの取り組みや感染症発生時の対応のための手順書を作成し、施設ごとに備えていただくことが必要です。

また、感染症発生時を含めた薬局の事業継続計画(BCP)についても、施設ごとに整備することが重要です。

(イメージ図)



指針・手順書に盛り込む事項（例）

項目	指針	手順書
感染対策に係る基本的な考え方	○	
(平時) 体制整備	○	
(平時) 指針・手順書等の作成・整備	○	
(平時) 研修・訓練の実施	○ (方針を記載)	○
(平時・発生時) 職員の健康管理	○ (方針を記載)	○
(平時・発生時) 薬局の衛生管理	○ (方針を記載)	○
(平時) 備蓄	○ (方針を記載)	○
(平時・発生時) 医療機関や行政等との連携	○ (方針を記載)	○
(発生時) 薬局業務・場面に応じた感染対策	○ (方針を記載)	○

次頁に「指針（例）」、続いて手順書作成の考え方を示します。

薬局における感染対策指針（例）

基本的考え方（目的）

感染を未然に防ぎ、また地域において感染が発生した場合には、感染の拡大防止のため、平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応の維持・確保等が求められる。薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切に、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を維持・確保するとともに、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守ることを目的として、本指針を定める。

1. 平時の対策

1.1. 体制整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な体制を確保・構築するため、感染対策委員会を設置・運営する。

当薬局における体制（例）

- 感染対策にかかる管理者：（役職、氏名）
 - 物品購入、補助金申請等の事務：（役職、氏名）
 - 職員の健康管理、労務管理：（役職、氏名）
 - 衛生管理：（役職、氏名）
- （必要に応じ、開催頻度や運営方法等を記載する）

1.2. 指針・手順書の作成・整備

平時及び感染発生時における薬局業務の適切な対応等を維持・確保するとともに、薬局内または患者の居宅等において、安全かつ適切で、質の高い医薬品提供ならびに薬剤師サービスの提供を図り、薬局利用者、薬局職員、取引先関係者等の健康と安全を守るための「指針」を定めるとともに、当該指針に基づく「手順書」を作成する。

研修・訓練（1.3. 参照）を通じて手順書の点検を行い、必要に応じて指針・手順書の見直しを行う。

1.3 研修・訓練の実施

職員自身の健康を維持するとともに、薬局を利用する地域住民・患者の健康を守り、必要な薬局機能および薬剤師サービスを提供できるよう、衛生管理および感染対策を適切に行うため、職員を対象とした研修・訓練を年1回以上実施する。

研修の内容や方法について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.4 職員の健康管理

職員の健康管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.5 薬局の衛生管理

薬局の衛生管理について、当薬局の対応を手順書において定める。

1.6 備蓄

薬局の衛生管理、職員の健康管理に必要な物品を備蓄する。当薬局の対応を手順書において定める。

2. 発生時の対応

以下の対応を手順書において定める。

- 医療機関や行政等との連携
- 業務場面に応じた感染拡大防止策

<変更・廃止手続>

本指針の変更及び廃止は、理事会の決議により行う。

(薬局の実情に応じて記載する)

<附則>

本指針は、○年○月○日から適用する。

薬局における感染対策のための手順書作成の考え方

1. 職員の健康管理

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 日常の健康監視の基準（検温等）
- 就業制限・就業禁止の基準
- 職員のワクチン接種歴の把握
- 感染対策の実施状況の定期的な確認

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照
- 本文「第1章 5. ワクチンによる感染症の予防」を参照

2. 研修・訓練

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 開催頻度・時期
- 対象者
- 内容・方法

(本文及び以下研修項目を参照して各薬局において定める)

研修項目	学ぶべき事項
1. 標準予防策と経路別予防策	1) 標準予防策の概要 2) 感染経路別予防策の概要
2. 洗浄・消毒・滅菌	1) 洗浄、消毒、滅菌、清掃の基本的事項（定義、スプローディングの分類など） 2) 洗浄、消毒、滅菌の種類と方法
3. 血液粘膜曝露対策	1) 針刺し・切創等の血液・体液曝露対策
4. 個人防護具の適正使用	1) 個人防護具（マスク、グローブ、フェイスシールド、ガウン等）の適正使用
5. ワクチンによる感染症の予防	1) ワクチンの分類 2) ワクチンで予防可能な疾患 3) ワクチンによる副反応
6. 感染微生物と検査	1) 感染微生物の検査方法 2) 検査結果の意義
7. アウトブレイク対策	1) アウトブレイクの原因となる代表的な病原体 2) アウトブレイク対策
8. 抗菌薬適正使用とAMR対策アクションプラン	1) 薬剤耐性細菌の現状と問題 2) 薬剤耐性細菌の対策
9. 感染対策における平時及び緊急時の医療機関や行政等との連携	1) 新興感染症等の発生・まん延に備えるための制度 2) 新興感染症等の発生・まん延時における医療機関等に求められる役割

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照

3. 薬局の衛生管理

(1) 標準予防策

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 手洗い、手指衛生の手順
- 手袋の取扱い、使用の手順
- 個人防護具の取扱い、使用の手順
- 薬局の設備・備品等の清掃
- 特に注意する場面
 - (例)
 - 嘔吐
 - トイレの清掃

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第1章 1. 標準予防策と感染経路別予防策」を参照
- 本文「第1章 2. 洗浄・消毒・滅菌」を参照

(2) 薬局の衛生管理

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 薬局利用者への周知事項（咳エチケットの実施、感染症（疑い含む）のマスク着用等）
- 感染症（疑い含む）者とそれ以外の患者を分けて対応できる方法（動線など）
- 換気
- 感染性廃棄物の処理
 - 廃棄物の分別、梱包、表示、バイオハザードマーク
 - 保管場所・保管手順
 - 廃棄手順
- 針刺し・切創事例に対する対応

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第1章 1. 標準予防策と感染経路別予防策」を参照
- 本文「第1章 3. 血液粘膜暴露対策」を参照

(注) 検体測定室を有する薬局においては、「検体測定室に関するガイドライン」(厚生労働省医政局) を遵守すること。

4. 感染対策に必要な物品の備蓄

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 備蓄する物品・数量
- 物品購入先の連絡先（リスト）
- 使用期限等の点検
- 開封後の使用期限の施設内基準

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第2章 2. 薬局における感染対策の体制づくり」を参照

5. 医療機関や行政等との連携

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

- 感染症情報の収集先
- 地域の医療体制の情報収集先
- 都道府県の感染症対策部門、薬剤師会等地域の医療関係団体の連絡先・連絡方法

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第2章 1. 感染対策における平時及び緊急時の医療機関や行政等との連携」を参照

6. 業務・場面に応じた感染拡大防止策（発生時の対応）

【手順書にて定めることが望ましい事項・項目例】

(注) 感染症の感染経路（空気、飛沫、接触）を踏まえて検討すること。

- 待合室、販売スペースの感染対策
- 調剤室、応対カウンターの感染対策
- リスクの高い場面については個別に対応を検討することが望ましい
(例)
 - 吸入薬指導時
 - 小児などマスクが着用できない者への応対時
 - 患者居宅
- 来局者への対応
- 取引先等への対応
- 職員への対応

【手順書作成に当たっての考え方】

- 本文「第1章 4. 新型コロナウイルス感染症や類似の新興感染症への対応（患者や疑い患者の対応に必要な環境整備・個人防護具の適正使用、環境消毒等を含む）」を参照
- 本文「第1章 7. アウトブレイク対策」を参照

付録 2 薬局における感染対策自主管理チェックシート（例）

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業の事業実施委員会において検討した、薬局における感染対策の自主管理チェックシートを例示する。

注：チェックシートの全項目の実施が各薬局に求められるものではない。該当しないあるいは、対応が難しい項目がある場合は、判定不能とし、薬局の状況に合わせた感染対策のチェックに利用していただきたい。

■ 薬局における感染対策自主管理チェックシート（例）

薬局における感染対策自主管理チェックシート

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該薬局では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)
------	---

評価実施日： 年 月 日 評価対象薬局名(自己評価)：

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 感染対策委員会	1)委員会が設置されており、定期的に開催されている		※検体測定室が設置されている薬局では必須
	1)薬局内の感染対策についての指針が定められている		
	2)薬局内の感染対策について定期的な話し合いが行われている		
2. 感染対策の体制	3)1)には薬局管理者が参加している		
	4)就業制限や就業禁止、健康監視等の基準が定められている		
B. 感染対策活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		※検体測定室が設置されている薬局では必須
	2)必要に応じて改定がなされている		
	1)全職員に対して感染対策に関する教育が行われている(外部研修への参加含む)		
2. 教育	2)全職員に対し薬局内の感染について広報を行う手段がある		
	3)国、地方自治体、薬剤師会等から常に最新の感染症に関する情報を入手し、薬局内で共有している		
3. 抗菌薬適正使用	1)AMR対策アクションプランを考慮した抗菌薬適正使用の取り組みを行っている		
	1)職員のHBs抗体の有無の確認と抗体陰性者へのワクチン接種を勧奨している		
6. 職業感染曝露の防止	2)麻疹、風疹、ムンブス、水痘に関する職員のワクチン接種歴や抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している		
	3)針刺し、切創事例に対する対応が整っている		
7. 薬局内のラウンド	1)定期的に薬局内の感染対策の実施状況について確認をおこなっている		

C. 患者待合室、OTC販売スペース等		評価	コメント
1. 患者待合室、OTC販売スペース等の環境	1) 感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2) 感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3) 感染性の患者とそれ以外の患者を分けて対応できる		
	4) 手洗いの設備がある		
	5) 擦式手指消毒薬がある		
	6) 換気が適切に行われている		
	7) 咳エチケットが確実に実施されている		
D. 調剤室、投薬カウンター		評価	コメント
1. 調剤室	1) 手洗いの設備がある		
	2) 擦式手指消毒薬がある		
	3) 入室時に手指衛生を実施している		
	4) 水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	5) 換気が適切に行われている		
	6) 環境表面を消毒できるアルコールクロス等がある		
	7) 空調のメンテナンスが定期的に行われている		
2. 投薬カウンター	1) 手指衛生が行うことができる環境がある		
	2) 患者応対時に手指衛生が適切に行われている		
3. 薬剤の管理	1) 薬品保管庫の中が整理されている		
	2) 薬品の使用期限のチェックが行われている		
	3) 薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	4) 保冷庫の温度管理が適切になされている		
	5) 清潔な状況下で輸液調製が実施されている		
4. 検体測定室	1) 手指衛生が行うことができる環境がある		
	2) 患者応対時に手指衛生が適切に行われている		
	3) 患者応対後にカウンター及び周囲をアルコールクロス等で清拭している		
	4) 銳利器材の廃棄容器が適切に管理されている		
	5) 銳利器材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	6) 患者応対前に針刺し、切創時の対応を確認している		

E. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1)職員の手指消毒が適切である		
	2)職員の手洗いの方法が適切である		
	3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている		
	4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている		
2. 手袋	1)手袋を適切に使用している		
	2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある		
3. 個人防護具(PPE)	1)必要な時にすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている		
	2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		
	3)個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している		
F. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1)結核発症時の対応が整備されている		
	2)麻疹発症時の対応が整備されている		
	3)水痘発症時の対応が整備されている		
	4)N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防策	1)インフルエンザの対応マニュアルが整備されている		
	2)風疹の対応マニュアルが整備されている		
	3)流行性耳下腺炎の対応マニュアルが整備されている		
	4)他の患者と動線を分けている		
	5)応対するカウンターの間隔は1メートル以上とっている		
	6)サージカルマスクを着用している		
3. 接触感染予防策	1)MRSA等の耐性菌が検出されている場合の対応マニュアルが整備されている		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが薬局に用意されている		
	4)必要な場合はディスポーサブルのエプロンを用いている		
	5)必要な場合はマスクを着用している		
G. 医療廃棄物		評価	コメント
	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である		
	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている		
	3)最終保管場所が整備されている		
	4)廃棄物の処理過程が適切である		

■ 薬局における感染対策自主管理チェックシート（使用例）

【使用例】

薬局における感染対策自主管理チェックシート

評価基準	A:適切に行われている、あるいは十分である B:適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C:不適切である、あるいは行われていない X:判定不能(当該薬局では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)
------	---

評価実施日： 20XX年 XX月 XX日

評価対象薬局名(自己評価)： ××薬局

A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 感染対策委員会	1)委員会が設置されており、定期的に開催されている	X	※検体測定室が設置されている薬局では必須
2. 感染対策の体制	1)薬局内の感染対策についての指針が定められている	A	
	2)薬局内の感染対策について定期的な話し合いが行われている	B	1年に1回程度行っている
	3)1)には薬局管理者が参加している	X	
	4)就業制限や就業禁止、健康監視等の基準が定められている	B	インフルエンザと新型コロナウイルス感染症についてのみ規定がある
B. 感染対策活動		評価	コメント
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている	A	※検体測定室が設置されている薬局では必須
	2)必要に応じて改定がなされている	X	作成したばかり。来年改訂予定
2. 教育	1)全職員に対して感染対策に関する教育が行われている(外部研修への参加含む)	B	薬剤師のみに行っている
	2)全職員に対し薬局内の感染について広報を行う手段がある	B	事務職員には伝えていない
	3)国、地方自治体、薬剤師会等から常に最新の感染症に関する情報を入手し、薬局内で共有している	A	
3. 抗菌薬適正使用	1)AMR対策アクションプランを考慮した抗菌薬適正使用の取り組みを行っている	B	患者待合室に啓発ポスターを掲示している 抗微生物薬適正使用の手引きを服薬指導に活用している
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無の確認と抗体陰性者へのワクチン接種を勧奨している	C	今後検討していく
	2)麻疹、風疹、ムンブス、水痘に関する職員のワクチン接種歴や抗体価を把握し、必要に応じてワクチン接種を勧奨している	C	今後検討していく
	3)針刺し、切創事例に対する対応が整っている	B	近隣の診療所に受診する対応としているが、エイズ拠点病院への受診は未確認
7. 薬局内のラウンド	1)定期的に薬局内の感染対策の実施状況について確認をおこなっている	A	

C. 患者待合室、OTC販売スペース等		評価	コメント
1. 患者待合室、OTC販売スペース等の環境	1) 感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)	A	発熱のある患者は申し出るようポスター掲示している
	2) 感染性の患者に早期にマスクを着用させている	A	ポスター掲示するとともに、咳のある患者には声掛けしている
	3) 感染性の患者とそれ以外の患者を分けて対応できる	A	発熱のある患者はパーティションで仕切った専用の場所で対応している
	4) 手洗いの設備がある	A	ハンドソープは継ぎ足していない ペーパータオルは袋から出してホルダーに収めている
	5) 擦式手指消毒薬がある	A	減り具合を定期的に確認している
	6) 換気が適切に行われている	A	
	7) 咳エチケットが確実に実施されている	A	
D. 調剤室、投薬カウンター		評価	コメント
1. 調剤室	1) 手洗いの設備がある	A	ハンドソープは継ぎ足していない ペーパータオルは袋から出してホルダーに収めている
	2) 擦式手指消毒薬がある	A	減り具合を定期的に確認している
	3) 入室時に手指衛生を実施している	B	急いでいる時など、しないことがある
	4) 水道のシンク外周が擦拭され乾燥している	B	濡れたままの状態が続いていることもある
	5) 換気が適切に行われている	A	室内の換気設備を常時作動させている
	6) 環境表面を消毒できるアルコールクロス等がある	A	調剤台等は毎日アルコールクロスで清拭している
	7) 空調のメンテナンスが定期的に行われている	A	
2. 投薬カウンター	1) 手指衛生が行うことができる環境がある	A	すべての投薬カウンターに手指消毒薬を置いている
	2) 患者応対時に手指衛生が適切に行われている	B	一患者ごとに手指衛生ができていない
3. 薬剤の管理	1) 薬品保管庫の中が整理されている	A	
	2) 薬品の使用期限のチェックが行われている	A	
	3) 薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている	C	手指消毒薬の開封後の期限を検討中
	4) 保冷庫の温度管理が適切になされている	A	毎日確認して記録している
	5) 清潔な状況下で輸液調製が実施されている	X	無菌調製は行っていない
4. 検体測定室	1) 手指衛生が行うことができる環境がある	X	
	2) 患者応対時に手指衛生が適切に行われている	X	
	3) 患者応対後にカウンター及び周囲をアルコールクロス等で清拭している	X	
	4) 銳利器材の廃棄容器が適切に管理されている	X	
	5) 銳利器材の廃棄容器が必要な場所に設置されている	X	
	6) 患者応対前に針刺し、切創時の対応を確認している	X	

E. 標準予防策		評価	コメント
1. 手洗い	1)職員の手指消毒が適切である	B	手指衛生のタイミングが適切でないことがある
	2)職員の手洗いの方法が適切である	A	
	3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている	X	使用する場面がない
	4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている	A	新入職員には手指衛生とPPE着脱の研修を実施している
2. 手袋	1)手袋を適切に使用している	X	使用する場面がない
	2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある	A	
3. 個人防護具(PPE)	1)必要な時にすぐ使えるように個人防護具(PPE)が整っている	A	
	2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している	B	日本薬剤師会のe-ラーニングを全職員が視聴している 着脱訓練は行っていない
	3)個人防護具(PPE)の着脱方法を教育している	B	日本薬剤師会のe-ラーニングを全職員が視聴している 着脱訓練は行っていない
F. 感染経路別予防策		評価	コメント
1. 空気感染予防策	1)結核発症時の対応が整備されている	C	マニュアルに追加予定
	2)麻疹発症時の対応が整備されている	C	マニュアルに追加予定
	3)水痘発症時の対応が整備されている	C	マニュアルに追加予定
	4)N95マスクが常備してある	A	
2. 飛沫感染予防策	1)インフルエンザの対応マニュアルが整備されている	A	
	2)風疹の対応マニュアルが整備されている	A	
	3)流行性耳下腺炎の対応マニュアルが整備されている	A	
	4)他の患者と動線を分けている	B	患者の申し出がない場合に、他の患者と交わる状況となってしまう
	5)応対するカウンターの間隔は1メートル以上とっている	A	
	6)サーナカルマスクを着用している	A	患者及び応対するスタッフ共に着用している
3. 接触感染予防策	1)MRSA等の耐性菌が検出されている場合の対応マニュアルが整備されている	C	マニュアルに追加予定
	2)手袋が適切に使用されている	A	
	3)必要なPPEが薬局に用意されている	A	
	4)必要な場合はディスポーサブルのエプロンを用いている	X	使用する場面が生じていない。必要な場合は使用できるように配備している
	5)必要な場合はマスクを着用している	X	使用する場面が生じていない。必要な場合は使用できるように配備している
G. 医療廃棄物		評価	コメント
	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である	A	常に蓋で閉じており、7分目で梱包して回収してもらっている
	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている	A	専用の容器を使用している
	3)最終保管場所が整備されている	A	患者等関係者以外が立ち入らない場所に保管している
	4)廃棄物の処理過程が適切である	A	専用の処理業者に回収を依頼している